

## 公益社団法人西日本不動産流通機構役員の報酬等に関する規程

(報酬等の支給)

第1条 役員の報酬等は、公益社団法人西日本不動産流通機構定款第30条に定めるとおり無報酬とする。

(改廃)

第2条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。ただし、定款の変更により役員に報酬等を支給することを定めた場合は、総会の決議を経て行う。

### 附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の一部を変更し、平成27年6月2日から施行し、平成27年4月1日から適用する。